

西宮市水防計画

西宮市防災会議

目 次

第1章 総則.....	1
第2章 水防体制.....	3
第3章 水防区域.....	6
第4章 気象情報の収集・伝達.....	7
第5章 水防関係情報の広報・広聴.....	8
第6章 水防活動.....	9
第7章 施設等の監視及び警戒活動.....	12
第8章 水防標識等.....	16
第9章 水防設備及び輸送.....	17
第10章 関係機関との協力、連携.....	18
第11章 水防記録.....	19
第12章 県への報告.....	20
第13章 水防訓練.....	21

第1章 総則

1 目的

この計画は、水防法第4条及び同法第33条第1項の規定に基づき、西宮市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を定め、本市域に係る河川、海岸、港湾、内水、ため池の洪水、津波又は高潮に対して警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減することを目的とする。

2 水防の責任

(1) 指定水防管理団体（市）の責任

市は、法第4条に基づき昭和62年6月23日に指定水防管理団体に指定された。そのため、市は法第4条に基づく指定水防管理団体として、その区域の水防を十分に果たす。

(2) 県の責任

県は、県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する。

(3) 市民の役割と義務

市民は、居住地の水災等の危険性を知り、気象悪化時には気象情報等の収集・伝達に努め、被害が発生するおそれがあるときは、地域の共助による避難行動を開始するなどの自主的な防災活動に努めるものとする。

市民又は水防の現場にある者は、法第24条の規定に基づき水防のため必要がある場合は、水防管理者又は消防機関の長から、その水防活動に従事することを求められたときは、これに協力する義務がある。

3 安全配慮

水防活動に従事する者は、原則として複数人で行い、水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。自身の危険性が高いと判断したときは、安全確保を優先する。

また、活動中の不測の事態に備え、待避方法、待避場所、待避を指示する場合の合図等を事前に徹底する。

特に津波は、箇所により到達時間が異なるとともに避難に要する時間も様々であるため、水防活動に従事する者は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認し、確保できないおそれがある場合は自身の安全確保を優先して水防活動を実施しなければならない。

4 「持続可能な開発目標 (SDGs)」と本計画

本計画においては、市民・市民活動団体、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、相互に連携・協働しながら取組を進めることにより、17の「持続可能な開発目標 (SDGs)」のうち、特に以下に挙げる目標達成に寄与することが期待される。

【「持続可能な開発目標 (SDGs)」と本計画との関係】



出典：国際連合広報センター

【参考】「持続可能な開発目標 (SDGs)」について

平成 27 年 (2015 年) の「国連持続可能な開発サミット」において、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」とその 17 の「持続可能な開発目標 (SDGs)」が採択された。SDGs (Sustainable Development Goals) では、経済・社会・環境の 3 つの側面のバランスがとれた持続可能な開発に際して、複数目標の統合的な解決を図ることが掲げられている。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2章 水防体制

【担当局】 災対統制局

【実行局等】 災対総務局、災対政策局、兵庫県

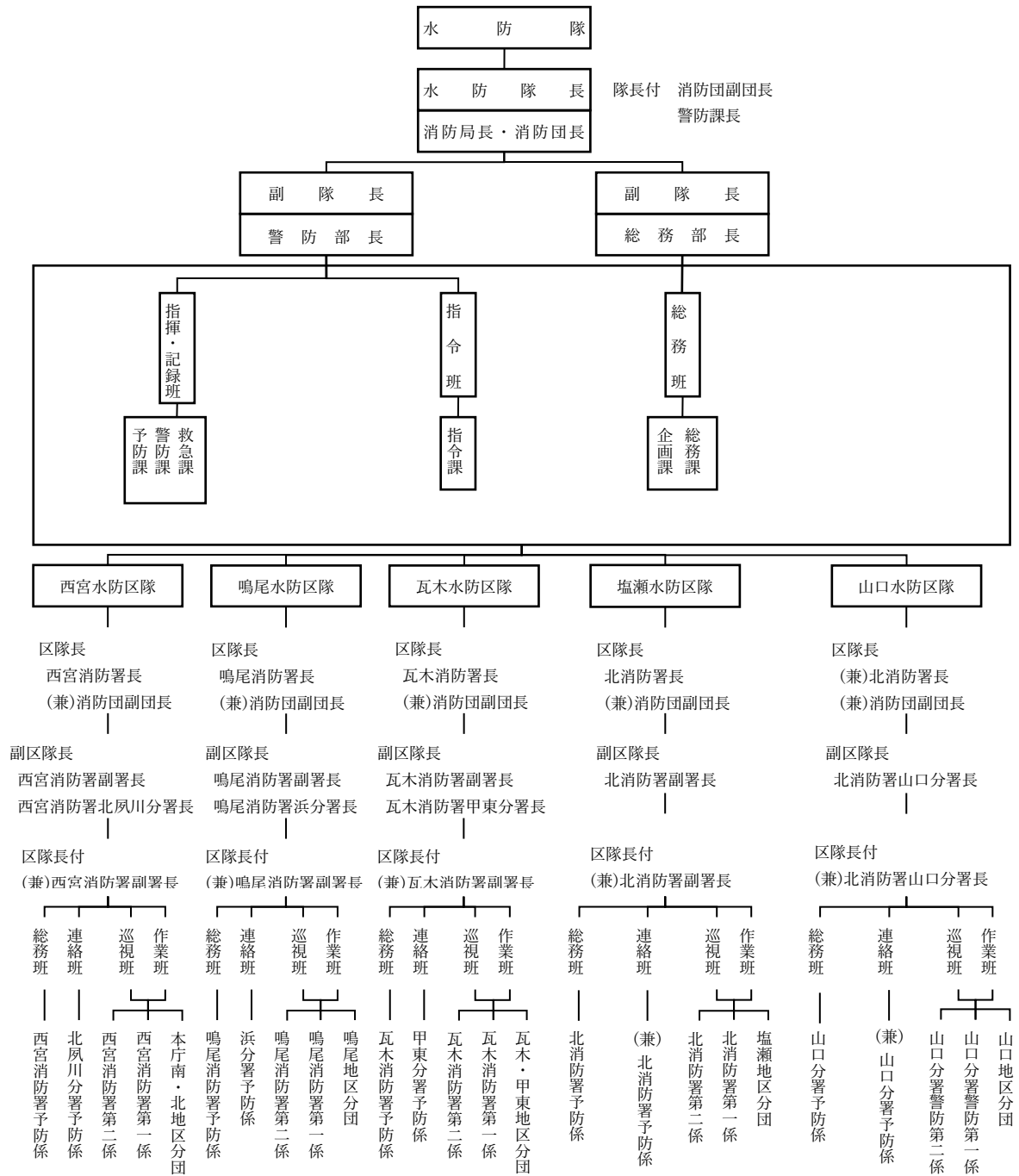
本市において、気象台等から水防に関する警報の発表があったとき、又は水防活動の必要が生じたとき、その業務を実施するため、以下のとおり定める。

1 水防活動組織及び事務分掌を定める

水防活動組織は「地域防災計画風水害等対策計画第3編第2章第1節 組織の設置」のとおり、災害対策本部と同様に組織する。

なお、水防活動組織内において、水防団は下図のように編成される。また、本市の場合、水防法施行条例により、水防法による本市の水防業務は、水防団を置かず消防機関をもって充てている。

資料1-5 「水防法施行条例」参照



2 注意報及び警報発表時の初動体制を確立する

気象庁（神戸地方气象台）から注意報及び警報が発表され、西宮市災害警戒本部あるいは西宮市災害対策本部が設置されるまでの間で、災害が発生する恐れがある場合には、警戒体制（連絡員待機体制）をとり、迅速かつ適切な初動体制を確立する。

資料2-4 「西宮市防災指令要綱」参照

3 災害警戒本部あるいは災害対策本部を設置する

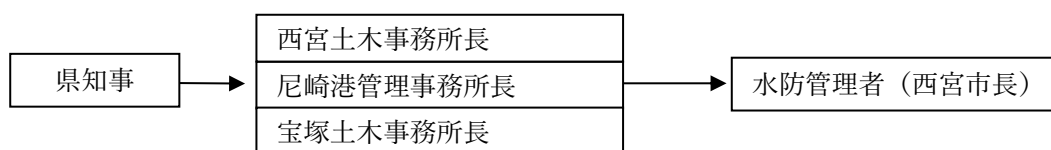
次の事態が発生し、水防活動の必要があるときは、市長は直ちに防災指令（水防指令）を発令し、災害警戒本部あるいは災害対策本部を設置して非常配備体制に入る。

- ① 西宮市防災指令要綱に規定する基準に達する場合
- ② 知事より、水防法第16条に基づく水防警報、または水防指令の通知があったとき。

ア. 知事の発する水防警報



イ. 知事の発する水防指令



【参考】水防警報の発令基準水位

(兵庫県水防活動要綱より作成 単位：m)

水防警報	観測箇所（水位計設置箇所）							
	武庫川 阪神北県民局		武庫川 阪神南県民センター		有馬川	夙川	尼崎西宮芦屋港 尼崎港管理事務所	
	武田尾温泉 ～生瀬橋上 流	生瀬橋下流 ～市境界	市境界～下流域		全域	全域	全域(注1)	全域
	武田尾	生瀬	小曾根	甲武橋	上山口	夙川	西宮浜 (新西宮ヨット ハーバー)	津波予報
1号(待機)	3.1	1.8	2.6	2.2	1.0	0.9	T.P+2.2 (O.P+3.5)	(警戒潮位)
	水防団待機水位(通報水位)							
2号(準備)	4.0	2.5	3.3	2.7	1.2	1.1	T.P+2.7 (O.P+4.0)	
	氾濫注意水位と水防団待機水位の中間点							
3号(出動)	4.9	3.2	4.0	3.2	1.4	1.3	T.P+3.0 (O.P+4.3)	津波注意報 津波警報
	氾濫注意水位(警戒水位)							
4号(解除)	3.1	1.8	2.6	2.2	1.0	0.9	各基準を下回る状態に なった時	
	水防団待機水位(通報水位)							

(注1) 武庫川潮止堰の下流水位についても同様の数値で1号から4号の発令基準となる。

4 水防配備の解除

水防配備の解除については、「地域防災計画風水害等対策計画第3編第2章第1節 組織の設置」のとおりとする。

〔災害時業務計画〕本部設置運営計画

第3章 水防区域

【担当局】 災対統制局

溢水等により災害が発生するおそれのある水防区域内の主要河川、海岸ため池等は以下の資料に示すとおりである。

資料 8-10 「海岸保全施設」 参照
資料 8-12 「水防区域内の主要河川、海岸、ため池等」 参照
資料 12-1 「重要水防箇所」 参照
資料 12-3 「土砂災害危険予想箇所」 参照

〔災害時業務計画〕 風水害等応急活動計画

第4章 気象情報の収集・伝達

【担当局】 災対統制局

【実行局等】 災対消防公安局、兵庫県、気象庁、国土交通省、海上保安庁、兵庫県警察
西日本電信電話株式会社

警報等の伝達経路及び手段については、「地域防災計画風水害等対策計画第3編第2章第3節 情報の収集・伝達」に準じて適切に行う。また、水位等の観測、通報及び公表についてもこれに準じて適切に行う。

〔災害時業務計画〕 情報収集・対応計画

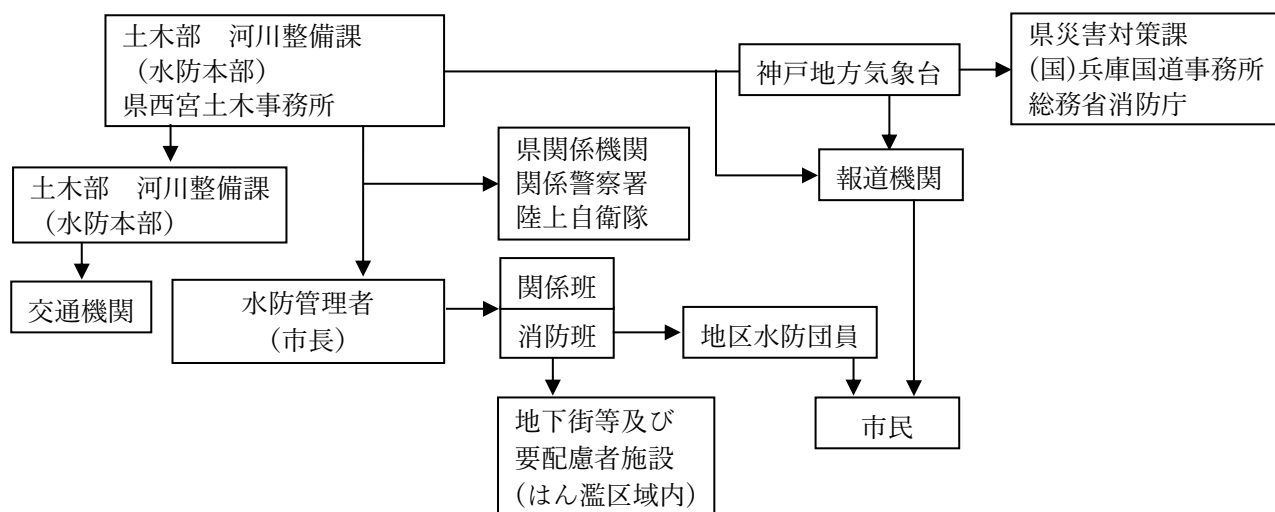
第5章 水防関係情報の広報・広聴

【担当局】 災対統制局

【実行局等】 災対政策局、災対福祉局、兵庫県、気象庁

防災指令（水防指令）、洪水予想、堤防その他の決壊、避難、解除等の伝達は、「地域防災計画風水害等対策計画第3編第2章第3節 情報の収集・伝達」に準じて適切に行う。

また、平成22年9月7日に武庫川が洪水予報河川に指定されたことにより、以下のとおり市民へ河川情報を速やかに伝達する。



【水防信号】

避難のため居住者に立ち退くべきことを知らせるサイレン（第4信号）を吹鳴する。

第4信号	サイレン信号			
	約1分 ○	約5秒 休 止	約1分 ○	約5秒 休 止

※ 信号は適宜な時間継続する。

資料 10-3 「防災行政無線設置箇所一覧」参照

〔災害時業務計画〕 情報収集・対応計画

第6章 水防活動

【担当局】 災対統制局、災対第一技術局、災対第二技術局、災対給水技術局、災対消防公安局

【実行局等】 全災対局、国土交通省、兵庫県、兵庫県警察、海上保安庁、自衛隊

1 災害情報の収集・伝達を行う

「地域防災計画風水害等対策計画第3編第2章第3節 情報の収集・伝達」のとおりとする。なお、洪水・高潮等により要配慮者利用施設に被害が及ぶおそれがある場合は、利用者の安全を確保するため、浸水想定区域内の施設所有者等に対し、洪水予報、「避難指示」等を直接伝達する。

また、現地派遣された職員又は消防職員が、著しい危険が切迫していると判断した場合は、速やかに自主避難させ、災害警戒本部あるいは災害対策本部に報告する。

2 巡視及び水防作業を実施する

(1) 動員

防災指令（水防指令）による動員命令があったとき、「地域防災計画風水害等対策計画第3編第2章第2節 動員の実施」に基づき作成される「災害動員計画」及び「勤務時間外緊急連絡網」に従って、動員を実施する。

(2) 市内巡視

災対第一技術局、災対第二技術局、災対給水技術局、災対消防公安局の所定の職員は、市内巡視を実施する。

(3) 出動及び応急作業

災対第一技術局、災対第二技術局、災対給水技術局、災対市民局、災対避難局の各部長は、所定の職員に出動を指示し、予め定められた担当区域内における、警戒配備あるいは必要となる応急作業を行う。

台風等により大雨が予想される場合は、北部地域において連続雨量が基準値を超え、主要道路が通行止めとなる前に各担当職員を事前配置する。鳴尾浜などにおいて、高潮と降雨が重なることが予想される場合は、道路冠水が発生することから、その対応に必要な職員や業者の手配を行う。

また、災対消防公安局の各水防区隊長は、作業班を予め第1出動隊、第2出動隊、第3出動隊に分けて状況に応じて順次出動させ、警戒配備あるいは必要となる応急作業を行う。

資料7-3「水防関係組織」参照
資料9-3「資器材倉庫（水防倉庫）一覧」参照

(4) 市内建設業者等へ出動要請する

災害警戒本部長又は災害対策本部長は、状況に応じて、水防活動に必要な重機、車両、資機材及び作業員の出動を、災害応援協定に基づく西宮建設協会への要請を行うほか、必要に応じて市外の建設業者へ要請する。

(5) 住民等の水防活動への従事

水防管理者又は消防長は、水防のためやむを得ない必要があるときには、水防法第24条の規定に基づき当該区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させる。

(6) 災害警戒本部長あるいは災害対策本部長への活動報告

ア 災対第一技術局、災対第二技術局、災対給水技術局の各部長、災対消防公安局の各水防区隊長の報告事項

- ・水防の出動及び解散命令の時刻
- ・出動人員、職氏名及び出動中の時間
- ・堤防その他の施設等の損壊の箇所、種類、延長及びこれに対する処置工法とその効果
- ・使用材量及び数量
- ・破損、喪失の器具、資材の数量（喪失の場合はその事由を附記すること）
- ・水防法第17条によって従事させた者又は雇い入れた者の住所、氏名及び出動時間並びに事由
- ・水防法第28条による器具、資材の取用及び購入並びに障害物の処分又は土地の一時使用等の事由
- ・警察署の援助状況
- ・現場指導者の官公庁職員氏名
- ・防ぎよ作業中負傷又は疾病に罹った者の職氏名及びその手当

イ 量水標管理者又は巡視員の報告事項

- ・警戒中の水位観測

資料 10-1 「水位計・量水標一覧」参照

3 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、消防団長、消防団員及び消防職員並びに水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。なお、水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償する。

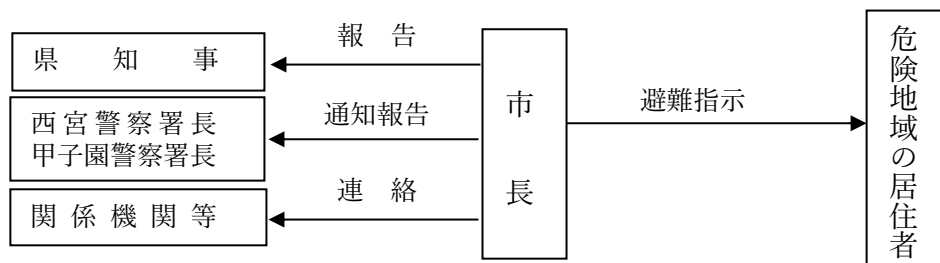
4 警戒区域を設定する

災害が発生し、又はまさに発生のおそれのある場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要と認めるとき、災害対策本部長（市長）は、「地域防災計画風水害等対策計画第3編第3章第4節第1款 避難の実施」に準じて警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

また、水防法第21条により警戒区域を設定した者は、直ちに災害対策本部に通知するものとする。

5 避難のため立退き（水防法による）

水防管理者（市長）は、洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められる場合、水防法第29条に基づき、必要と認める区域の居住者に対して、次により避難のために立ち退くべきことを指示する。指示をする場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。



6 決壊の通報及び決壊後の処置

堤防が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生したときは、市は直ちにその状況を各防災関係機関及び被害の及ぶ方向の隣接水防管理団体その他必要な団体に通報する。市内各学校園には教育委員会を通じて連絡する。

水防管理者（市長）は、決壊後も可能なかぎり氾濫による被害の拡大防止に努める。

〔災害時業務計画〕 情報収集・対応計画、風水害等応急活動計画、要配慮者対策計画

第7章 施設等の監視及び警戒活動

【担当局】 災対統制局、災対第一技術局、災対第二技術局、災対給水技術局、災対消防公安局、災対物資局

【実行局等】 国土交通省、兵庫県、兵庫県警察、自衛隊

河川堤防、防潮堤・海岸保全施設、危険溪流、ため池、水門、扉門等に対する水防監視・警戒活動等及び内水排水の対応（ポンプ場等）は、次のとおりとする。

資料 8-12 「水防区域内の主要河川、海岸、ため池等」参照

資料 12-1 「重要水防箇所」参照

資料 12-2 「重点監視監視区間」参照

1 河川堤防を監視する

(1) 河川水位情報の収集

- ・自記量水標

災対統制局は、フェニックス防災システム、インターネット

（川の防災情報：<https://www.river.go.jp>）等で確認して監視する。

(2) 巡視

災対第一技術局、災対第二技術局、災対給水技術局、災対消防公安局は、災害警戒本部長あるいは災害対策本部長（又は災対第一技術局及び災対第二技術局の各部長、災対消防公安局の各水防区隊長）の指示により、堤防を巡視・監視する。なお、氾濫注意水位（警戒水位）に達したときは、河川管理者は、重点監視区間の監視を行う。

監視は、水防上危険であると認められる箇所等を調査し、次の異常を発見したときは、その状況を、速やかに災対第一技術局、災対第二技術局、災対給水技術局の各部長、災対消防公安局の各水防区隊長を通じて、災害警戒本部又は災害対策本部へ報告し、かつ時期を誤ることないように、適切な措置を行う。

資料 7-3 「水防関係組織」参照

資料 10-1 「水位計・量水標一覧」参照

資料 12-1 「重要水防箇所」参照

資料 12-2 「重点監視区間」参照

【報告すべき異常現象】

- ① 水があふれ出して、堤防を流し崩す。
- ② 樹の根の掘り跡や、杭の抜き穴や、立木の根が暴風のためゆれて堤防にゆるみを生じ、これにより漏水する。
- ③ ねずみやもぐらの穴から漏水する。
- ④ 排水管などと堤土との密着が悪く、あるいはこれらのものが破壊のため漏水する。
- ⑤ 降雨又は洪水が堤防にしみ込み、堤防が飽水状態になる。
- ⑥ 水圧で堤防にひびが入る。
- ⑦ 流木等が堤防に突き当たり、又は流れついてその処へ水流が激しく当たり堤防を流し崩す。
- ⑧ 堤防が激しい水の力で流し掘られる。

2 防潮堤・海岸保全施設を監視する

市は、高潮、津波等による災害防止のため、防潮堤及び海岸保全施設を監視し、県との協定に基づき、門扉等施設の操作及び操作状況の確認を行う。また、緊急時の操作に支障のないよう、適宜、施設の操作点検を行い、県尼崎港管理事務所に報告する。

資料 8-10 「海岸保全施設」参照

3 ため池を監視する**(1) ため池の点検**

ため池管理者は、平時から増水時の操作に支障のないように、工作物の点検整備を行う。

農政課や各農会は、所有者又は管理者から、点検の結果報告を受けることにより、危険ため池の把握に努める。

(2) 豪雨時の巡視（連続累積降雨量 100mm 以上のとき）

ため池管理者は、豪雨時に巡回し、警戒操作を行うとともに異常時には、災害警戒本部あるいは災害対策本部に報告する。

災対第一技術局、災対第二技術局、災対給水技術局、災対消防公安局は、災害警戒本部長あるいは災害対策本部長（又は災対第一技術局、災対第二技術局、災対給水技術局の各部長、災対消防公安局の各水防区隊長）の指示により、ため池及びその周辺の巡視を行い、その状況を、速やかに災対第一技術局、災対第二技術局、災対給水技術局の各部長、災対消防公安局の各水防区隊長を通じて、災害警戒本部あるいは災害対策本部へ報告し、かつ時期を誤ることないよう、適切な措置を行う。

災害警戒本部長又は災害対策本部長は、西宮土木事務所及び阪神農林振興事務所に連絡するとともに、必要に応じて、災害応援協定に基づく西宮建設協会等の市内建設業者に出動要請して、応急対策を実施する。

4 土砂災害危険予想箇所を監視する**(1) 土砂災害危険予想箇所の現況確認**

梅雨前などに防災関係機関で合同パトロールを実施し、現況確認を行う。

資料 12-3 「土砂災害危険予想箇所」参照

(2) 豪雨時の巡視（連続累積降雨量 100mm 以上のとき）

災対第一技術局、災対第二技術局、災対給水技術局、災対消防公安局は、災害警戒本部長あるいは災害対策本部長（又は災対第一技術局、災対第二技術局、災対給水技術局の各部長、災対消防公安局の各水防区隊長）の指示により、危険溪流周辺の巡視を行う。

巡視は、濁流などの異常を発見したときは、その状況を、速やかに災対第一技術局、災対第二技術局、災対給水技術局の各部長、災対消防公安局の各水防区隊長を通じて、災害警戒本部あるいは災害対策本部へ報告し、かつ時期を誤ることないように、適切な措置を行う。

災害警戒本部長又は災害対策本部長は、国土交通省六甲砂防事務所又は県六甲治山事務所、西宮土木事務所に連絡するとともに、必要に応じて、災害応援協定に基づく西宮建設協会等の市内建設業者に出動要請して、応急対策を実施する。

5 水門を監視及び開閉する

市内河川水門等について、県との協定等に基づき、津波・高潮注意報、津波・高潮警報が発令された場合は、降雨状況等を確認の上、閉鎖するとともに必要に応じてポンプ排水の操作を行う。

6 樋門を監視及び開閉する

(1) 樋門の点検

開閉責任者は、平時から増水時の操作に支障のないように、工作物の点検整備を行う。

(2) 樋門の操作

大きな降雨が予想される場合、災対第二技術局、災対給水技術局が協力して施設に設置された樋門等の操作を行う。なおその際、農政部局への協力依頼や水利関係者への連絡は災対第二技術局が行うものとする。また降雨終了時は、同様に災対第二技術局、災対給水技術局が操作した樋門の復元を行う。

(3) 豪雨時の巡視（連続累積降雨量 100mm 以上のとき）

開閉責任者は、豪雨時には常時監視し、その状況を、速やかに災対第一技術局、災対第二技術局、災対給水技術局の各部長、災対消防公安局の各水防区隊長を通じて、災害警戒本部あるいは災害対策本部へ報告し、かつ時期を誤ることないように、適切な措置を行う。

担当となる災対第一技術局、災対第二技術局、災対給水技術局の担当部は、必要に応じて巡視し、障害物の除去や土嚢積みなど適切な溢水対策及び応急対策を行う。

7 内水排水を実施する

ポンプ場管理責任者は、気象情報により水防事態発生の恐れがある場合、又は災害警戒本部長あるいは災害対策本部長からの通報があったときには、ポンプ場施設の効用を最大限にするよう措置しなければならない。

8 地震時の監視及び警戒活動を実施する

地震時には、ため池及び河川等の堤防決壊や沈下・変形等による施設開閉操作に支障が生じるおそれがあるため、過去の地震発生時の事例、自然条件及び水防施設状況をもとに、監視及び点検を行う。

(1) 監視及び点検活動

河川・海岸等の各施設管理者は、地震による水害の発生が予想される場合、直ちに河川・ため池・水門・樋門等の水防上重要な各種施設を巡視し、被災状況を把握する。

地震による津波及び洪水の来襲が予想され、著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は必要と認める区域の住民に対し避難のため立ち退くべきことを指示する。

水防管理者は、水防上危険な箇所を覚知したときは、直ちに当該施設の管理者に状況連絡するとともに、緊急を要する場合は必要な措置を行い、被害が拡大しないよう努める。

(2) 応急措置

河川・ため池・水門等の各施設管理者は、被害状況を把握し、必要に応じて直ちに関係機関に通報するとともに必要な応急措置を講ずる。

〔災害時業務計画〕風水害等応急活動計画

第8章 水防標識等

【担当局】 災対財務局

水防法第18条に規定された水防標識、水防法第49条第2項に規定された身分証票については、地域防災計画資料編 資料13-1「水防活動時の証票及び標識」の通りとする。

〔災害時業務計画〕 庁舎等安全確認・運営計画

第9章 水防設備及び輸送

【担当局】 災対第一技術局、災対第二技術局、災対給水技術局

市内の水防倉庫及び備蓄資器材は、地域防災計画資料編 資料9-4「備蓄資器材一覧」及び資料9-6「救助器具等一覧」のとおりである。

輸送経路は、通行規制や被害状況等の情報に基づき通行路線を決定し、輸送を行う。

〔災害時業務計画〕 風水害等応急活動計画

第10章 関係機関との協力、連携

【担当局】 災対統制局、災対総務局、災対消防公安局

【実行局等】 全災対局、国土交通省、兵庫県、兵庫県警察、海上保安庁、自衛隊

1 下水道管理者の協力

下水道管理者（県知事）は、下水道法第23条の2の規定に基づき、自らの業務等に照らし可能な範囲で、本市が行う水防活動について、次の協力を行う。

- ① 下水道に関する情報の提供
- ② 本市及び水防団の備蓄資器材では不足するような緊急事態の際に、下水道管理者の資器材等の提供
- ③ 本市及び水防団の人材では不足するような災害が発生した場合、水防に関する職員の派遣

2 警察官の援助要請

水防管理者（市長）は、次の対応が必要であると認めるときは、水防法第22条の規定に基づき、西宮及び甲子園警察署長に警察官の出動を要請する。

- (1) 通信施設の使用提供（交番等の通信施設）
- (2) 市長が避難情報を発令した場合、市民保護と秩序維持のための出動要請
- (3) 被害状況及び事後処理に関して、次を情報共有
 - ① 人的被害については被災場所、被災人数、被災者氏名、年齢、住所、被害内容
 - ② 床上浸水については被災棟数、世帯数、氏名、年齢、住所、被害状況、住宅又は非住宅
 - ③ 床下浸水については、被災棟数、世帯数、被害状況、住宅又は非住宅
 - ④ 道路の通行止め、解除及び応急復旧の進捗状況

3 自衛隊の派遣要請

自衛隊の派遣要請については、「地域防災計画風水害等対策計画第3編第2章第4節第1款 自衛隊の派遣要請」に定めるとおりとする。

4 河川管理者の協力

河川管理者（県知事）は、河川法第22条の2の規定に基づき、自らの業務等に照らし可能な範囲で、本市が行う水防活動について、次の協力を行う。

- ① 河川に関する情報の提供
- ② 堤防が決壊したとき又は越水・溢水もしくは異常な漏水が発生した場合、河川管理者による関係者及び一般への周知
- ③ 本市及び水防団の備蓄資器材では不足するような緊急事態の際に、河川管理者の資器材等を提供

5 その他防災関係機関等への応援要請

災害警戒本部長又は災害対策本部長は、必要に応じて「地域防災計画風水害等対策計画第3編第2章第4節第2款 被害への対応応援」に準じて適切に行う。

〔災害時業務計画〕 応援要請・受援・応援派遣計画

第 1 1 章 水防記録

【担当局】 災対統制局

【実行局等】 災対第一技術局、災対第二技術局、災対給水技術局、災対消防公安局、兵庫県、
兵庫県警察、自衛隊

水防管理者（市長）は次の水防記録を作成し保管する。

- ① 西宮市水防実施状況報告書
- ② 水防法第 23 条第 1 項の応援を求めた事由
- ③ 水防法第 24 条の水防従事者又は傭入れた者の住所、氏名及び出動時間並びにその事由
- ④ 水防法第 25 条の堤防その他施設の決壊の状況
- ⑤ 水防法第 28 条により取用又は購入の器具、資材、所有者及びその事由並びに使用場所
- ⑥ 水防法第 28 条により処分した障害物の種類、数量、所有者及びその事由並びに除却場所
- ⑦ 水防法第 28 条により一時使用した土地の箇所及び所有者の氏名並びにその事由
- ⑧ 水防法第 29 条による立退指示の事由およびその状況
- ⑨ 警察署の援助状況
- ⑩ 現場指導の官公庁職員の職氏名
- ⑪ 自衛隊援助の場合はその状況
- ⑫ 防ぎよ作業中、負傷又は疾病に罹った者の氏名及びその手当
- ⑬ 水防作業に使用した材料及び数量
- ⑭ 水防工法
- ⑮ 水防法第 32 条の 2 の水防訓練の概要
- ⑯ 警戒警報中の水位観測表

〔災害時業務計画〕 風水害等応急活動計画

第12章 県への報告

【担当局】 災対統制局

【実行局等】 兵庫県

1 県知事へ報告する

水防管理者（市長）は次の事項を河川海岸関係に関しては、西宮土木事務所又は尼崎港管理事務所を經由して10日以内に報告する。

- ① 第11章「水防記録」の①、④、⑤、⑧、⑨、⑪、⑬
- ② その他必要と認める事項

2 西宮土木事務所長および尼崎港管理事務所長へ報告する

次の事項をその都度報告する。

- ① 水防団待機水位(通報水位)、はん濫注意水位(警戒水位)、はん濫危険水位(最高水位)に達したとき及びはん濫注意水位(警戒水位)から減水したとき
- ② 水防作業を開始したとき
- ③ 水防警戒を解除したとき
- ④ 堤防等に異状を発見したとき及びこれに対する措置
- ⑤ 他の消防機関又は水防団の応援を求めたとき
- ⑥ 堤防その他施設の決壊の状況
- ⑦ 立退指示の事項
- ⑧ その他緊急報告を必要と認める事項

〔災害時業務計画〕 風水害等応急活動計画

第13章 水防訓練

【担当局】 災対統制局

水防訓練は兵庫県水防計画に基づき毎年出水期までに行う。